

平成28年6月9日から

漁業権 免許番号	漁業権者		遊漁についての制限の範囲	遊漁料の額(円)			遊漁料の納付方法																
	住所	名称		魚種	漁具・漁法	遊漁料																	
内共 第1号	延岡市川島町834番地14	東海漁業協同組合 外2組合	<p>1 北川本流及び支流の内共第1号漁業権の区域で、あゆ、こい、うなぎ、ふな、おいかわ、やまめ又はもくずがにを採捕する者は、遊漁料を支払い組合の承認を受けなければならない。</p> <p>2 漁具・漁法の制限                      (1) 竿釣 3本以内                      筒づけ(うなぎ) 5本以内                      延縄(うなぎ) 針数30本以内                      かご(もくずがに) 3個以内                      (2) あゆの採捕期間は、6月10日から12月31日までとする。                      (3) うなぎの採捕期間は、4月1日から9月30日までとする。                      (4) もくずがにの採捕期間は、8月1日から11月30日までとする。</p> <p>3 禁止区域                      (1) 延岡市北川町長井字新道第3トンネル東口より135度の線から下流可愛トンネル東口より90度の線までの区域においては、10月1日から12月15日までの間、遊漁をしてはならない。                      (2) 延岡市北川町川内名字岩ノ口宮原井ぜきより上流50m下流200m以内の区域及び延岡市北川町川内名下赤北川発電所下赤調整ダムえん堤より上流50m下流200m以内の区域において、遊漁してはならない。                      (3) 延岡市北川町俵野的野大橋より下流の区域において、4月1日から9月30日までの間、全長25cmを超えるうなぎを遊漁してはならない。                      (4) 延岡市北川町におけるしばぜき設置箇所より下流100m以内の区域において、10月1日から12月10日までの間、遊漁してはならない。                      (5) 延岡市北川町下赤におけるしばぜき設置箇所より上流200m以内の区域において、10月1日から12月10日までの間、遊漁してはならない。                      (6) (4)及び(5)のしばぜき設置箇所は、この組合に掲示して公表するものとする。</p> <p>3 再放流区域                      延岡市北川町上赤小原の舟渡橋より上流(県境まで)の区域において、3月1日から9月30日までの間、採捕したやまめの所持又は販売を行ってはならず、採捕した場所で再放流しなければならない。</p>	<p>1 遊漁料の額は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>漁具・漁法</th> <th>遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">あゆ (特別区を除く。)</td> <td>竿釣</td> <td>1日 2,500円 1年 5,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">うなぎ・こい・ふな ・おいかわ</td> <td>竿釣、筒づけ 延縄</td> <td>1日 2,500円 1年 5,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">やまめ・こい・ふな ・おいかわ</td> <td>竿釣</td> <td>1日 1,500円 1年 3,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">もくずがに</td> <td rowspan="2">かご (木監を含む。)</td> <td>1日 2,500円 1年 4,000円</td> </tr> <tr> <td>あゆ (特別区を含む。)</td> <td>竿釣</td> <td>1日 3,500円 1年 7,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 あゆの特別区は、北川町堀切から上流(県境まで)の区域で、解禁日から9月30日までの期間とする。なお、詳細な区域は、この組合に掲示して公表するものとする。また、当該特別区は、友釣り専用とする。ただし、当該特別区を対象とする放流を行わない場合は、特別区の設定を行わない。</p>	魚種	漁具・漁法	遊漁料	あゆ (特別区を除く。)	竿釣	1日 2,500円 1年 5,000円	うなぎ・こい・ふな ・おいかわ	竿釣、筒づけ 延縄	1日 2,500円 1年 5,000円	やまめ・こい・ふな ・おいかわ	竿釣	1日 1,500円 1年 3,000円	もくずがに	かご (木監を含む。)	1日 2,500円 1年 4,000円	あゆ (特別区を含む。)	竿釣	1日 3,500円 1年 7,000円	東海漁業協同組合、 北川漁業協同組合、 北浦内水面漁業協同組合 又は遊漁証取扱所に納付
魚種	漁具・漁法	遊漁料																					
あゆ (特別区を除く。)	竿釣	1日 2,500円 1年 5,000円																					
	うなぎ・こい・ふな ・おいかわ	竿釣、筒づけ 延縄	1日 2,500円 1年 5,000円																				
やまめ・こい・ふな ・おいかわ		竿釣	1日 1,500円 1年 3,000円																				
	もくずがに	かご (木監を含む。)	1日 2,500円 1年 4,000円																				
あゆ (特別区を含む。)			竿釣	1日 3,500円 1年 7,000円																			

(この表は宮崎県公報平成25年9月17日号外第56号別冊と平成28年6月27日宮崎県告示第456号をもとに作成したものです)

別表

平成 28 年 6 月 1 日から

漁業権 免許番号	漁業権者		遊漁についての制限の範囲	遊漁料の額(円)	遊漁料の納付方法
	住所	名称			
内 共 第 10 号	児湯郡川南町大字川南 13680 番地 1	平田川淡水漁業協同組合	<p>1 平田川本流及び支流の内共第 10 号漁業権の区域で、あゆ、こい、うなぎ、ふな又はもくずがにを採捕する者は、遊漁料を支払い組合の承認を受けなければならない。</p> <p>2 漁具・漁法の制限            手釣・竿釣 5本以内            投網 網目10節以下            延縄 針数50本以内            筒 15本以内            柴漬 15個以内            かご 3個以内</p> <p>3 遊漁期間            (1) もくずがにの採捕期間は、7月1日から11月30日までとする。            (2) うなぎの採捕期間は、4月1日から9月30日までとする。</p> <p>4 全長制限            (1) 全長10cm以下のあゆ及びふなは採捕してはならない。            (2) 甲羅の幅5cm以下のもくずがにには採捕してはならない。</p>	<p>1 1日券1,000円、1年券3,000円。ただし、延縄による漁具・漁法を用いる場合は、1年券4,000円</p> <p>2 手釣・竿釣による遊漁の場合には、中学生以下は無料とし、身体障害者又は70歳以上の高齢者は半額とする。</p> <p>3 遊漁の現場で納付するときは、500円を加算する。</p>	平田川淡水漁業協同組合 又は漁場監視員に納付

(宮崎県公報 平成28年6月9日宮崎県告示第409号別表より)